

## 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

### (提案理由)

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校及び熊本県立かもと稲田支援学校の新設に伴い、両校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等を定める必要がある。

参考：関係法令条項等

- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年教育委員会規則第5号）

第2条（教育長へ委任しない事務）

（2）教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則

### 2 改正の必要性（背景、法令上の根拠等）

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校及び熊本県立かもと稲田支援学校の新設に伴い、両校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等を定める等の必要がある。

### 3 改正の内容

(1) 熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校及び熊本県立かもと稲田支援学校の新設に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行う。（別表関係）

ア 両校の部、科、学科、主として行う教育、修業年限等を定める。

イ 熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校の新設に伴い令和2年度末に廃止する熊本県立松橋支援学校の本校高等部（知的障害者に対する教育に係るものに限る。）及び高等部氷川分教室の関係規定を削る。

ウ 熊本県立かもと稲田支援学校の新設に伴い令和2年度末に廃止する熊本県立菊池支援学校高等部山鹿分教室の関係規定を削る。

(2) この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、（1）イ及びウについては、令和3年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則（昭和41年熊本県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
別表熊本県立ひのくに高等支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校	本校	知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	3年
					農業	3年
					工業	3年
					家政	3年
					流通・サービス	3年
					ス	
					福祉	3年

別表熊本県立松橋支援学校の項中	本校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本科	普通	
		知的障害者に対する教育	高等部	本科	園芸	
					工芸	
	高等部	知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	
	氷川分育	教室				

3年	を	本校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
3年				中学部			に改め
3年				高等部	本科	普通	
3年							3年

る。

別表熊本県立荒尾支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立かもと稲田支援学校	本校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本科	普通	3年

	本校	知的障害者に対する教	小学部		
		育	中学部		
別表熊本県立菊池支援学校の項中			高等部	本科	普通
	高等部	知的障害者に対する教	高等部	本科	普通
	山鹿分	育			
	教室				

		本校	知的障害者に対する教	小学部			
3年	を		育	中学部			に改め
3年				高等部	本科	普通	3年

る。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、別表熊本県立松橋支援学校の項及び熊本県立菊池支援学校の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則（昭和41年熊本県教育委員会規則第10号）  
新旧対照表

新													
別表(第3条関係)													
学校	区分	当該学校が主として行う教育	部	科	学科	修業年限	学校	区分	当該学校が主として行う教育	部	科	学科	修業年限
(略)													
熊本県立ひのくに高等支援学校	(略)						熊本県立ひのくに高等支援学校	(略)					
(新設)							熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校	本校	知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通 農業 工業 家政 流通・サービス 福祉	3年 3年 3年 3年 3年 3年
(略)							(略)						
熊本県立松橋支援学校	本校	肢体不自由者に対する教育	小学部 中学部				熊本県立松橋支援学校	本校	肢体不自由者に対する教育	小学部 中学部			
		知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	3年			(削る)	高等部	本科	普通	3年
	高等部 氷川分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本科	園芸 工芸 普通	3年 3年 3年		(削る)					

(略)	熊本県立荒尾支 援学校	(略)																			
(新設)																					
(略)	熊本県立菊池支 援学校	本校	知的障害者に対 する教育	小学部 中学部 高等部	本科	普通	3年														
(略)		高等部	知的障害者に対 する教育	高等部	本科	普通	3年														
(略)		山鹿分 教室																			

(略)	熊本県立荒尾支 援学校	(略)																			
	熊本県立かもと 稲田支援学校	本校	知的障害者に対 する教育	小学部 中学部 高等部	本科	普通	3年														
(略)																					
	熊本県立菊池支 援学校	本校	知的障害者に対 する教育	小学部 中学部 高等部	本科	普通	3年														
(略)		(削 る)																			

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、  
修業年限等に関する規則の一部改正について

令和2年6月  
特別支援教育課

1 県立特別支援学校の新設について

- 平成23年5月策定「県立特別支援学校整備計画」及び平成27年3月策定「県立特別支援学校整備計画」第1次実施計画に基づき、県南及び県央の知的障がいのある生徒の幅広いニーズに対応するため、鏡わかあゆ高等支援学校を新設することとした。また、これまで知的障がい特別支援学校がなかった鹿本地域において地域で学ぶ場の確保を図るため、かもと稲田支援学校を新設することとした。
- 学校の設置については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条により、地方公共団体が行うものであるとともに、地方自治法第244条の2により、設置及び管理に関する事項は条例で定めることが求められていることから、2校の新設に伴い県立学校条例を改正した。
- 関連して、特別支援学校が行う教育や学科等を定める「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則」を改正する必要がある。
- なお、松橋支援学校高等部専門学科及び高等部氷川分教室に在籍している生徒は、鏡わかあゆ高等支援学校開校後に同校の所属とするため、令和2年度末で松橋支援学校高等部専門学科を閉科、高等部氷川分教室を閉室する。また、菊池支援学校高等部山鹿分教室に在籍している生徒は、かもと稲田支援学校開校後に同校の所属とするため、令和2年度末で菊池支援学校高等部山鹿分教室を閉室する。

令和2年度	令和3年4月開校	
	変更後の校名	移転先
松橋支援学校 高等部専門学科	鏡わかあゆ高等支援学校 〔 専門学科 普通科	◆新しい学校の在籍に移る。 ◆校舎等の場所が変わる。 ・現松橋支援学校高等部氷川分教室敷地 (八代市鏡町鏡村937番地)
松橋支援学校 高等部氷川分教室 (普通科)		◆新しい学校の在籍に移る。 ◆校舎等の場所は変わらない。

令和2年度	令和3年4月開校	
	変更後の校名	移転先
菊池支援学校 高等部山鹿分教室 (普通科)	かもと稲田支援学校 高等部(普通科)	◆新しい学校の在籍に移る。 ◆場所は変わらない。 ・鹿本商工高等学校敷地内 (山鹿市鹿本町御宇田312番地)

## 2 規則改正の必要性

教育基本法4条2項、学校教育法72条、73条等の関係法令から、当該特別支援学校が行う教育は学則等で県教育委員会が定めることとなっており、その詳細を「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則」で定めている。

当該規則において、鏡わかあゆ高等支援学校及びかもと稲田支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等を定め、また、松橋支援学校高等部専門学科及び高等部氷川分教室、菊池支援学校高等部山鹿分教室を削る改正が必要である。

## 3 県立特別支援学校の新設に係る経緯

	項目等	内容
平成23年 5月	「県立特別支援学校整備計画」策定	軽度知的障がい生徒を対象とする高等部のみの特別支援学校等について、既存施設を活用した整備を検討。鹿本地区に、既存施設を活用した整備を検討。
平成27年 3月	「県立特別支援学校整備計画」第1次実施計画策定	旧氷川高校跡地を活用した軽度知的障がいのある生徒を対象とする特別支援学校の整備について明記。
令和2年 4月	校名案決定	公募の上、外部関係者を交えた校名案検討委員会で絞り込み、最終的に県教育委員会において校名案を決定。
令和2年 6月	県立学校条例の改正	6月定例県議会に「熊本県立学校条例の一部を改正する条例」を上程。6月23日議決。6月29日公布。
令和2年 8月1日	学校設置(予定)	改正熊本県立学校条例の施行により、8月1日付けで学校設置。松橋支援学校高等部氷川分教室内に鏡わかあゆ高等支援学校の開校準備室を、県立教育センター内にかもと稲田支援学校の開校準備室を開設予定。
令和3年 4月1日	開校(予定)	新校開校予定。



## 鏡わかあゆ高等支援学校の専門学科で開設する学科について

令和2年7月7日（火）

特別支援教育課

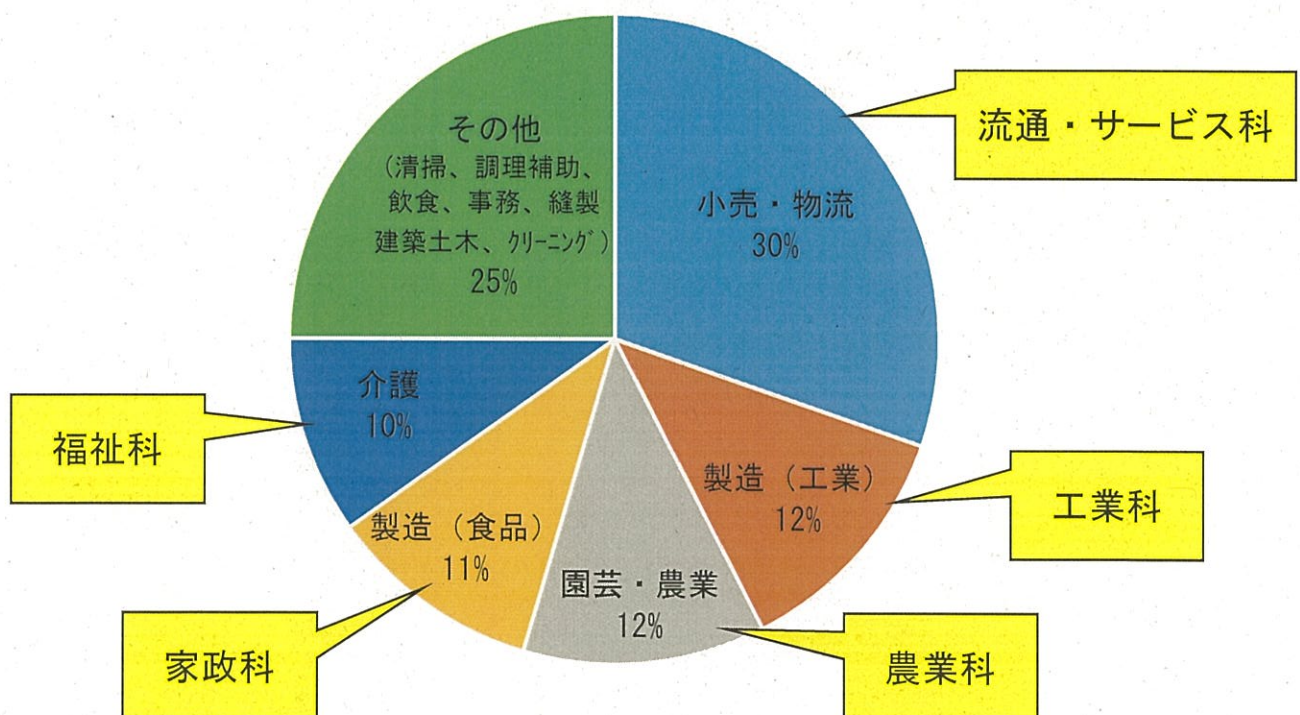
## 1 県南地域における職業教育の一層の充実

軽度知的障がいのある生徒のニーズに対し、県北地域においては、ひのくに高等支援学校が対応してきた。この度、県南地域において、これまでの松橋支援学校高等部専門学科が担ってきた職業教育を一層充実するため、学習指導要領に示された専門教科の指導項目に幅広く対応するとともに、この地域における就労状況や生徒のニーズなどを踏まえた5つの学科を開設することとした。

## 2 開設する学科について

最近の特別支援学校に在籍する生徒の教育的ニーズは多様化しており、卒業後の進路先や就労先ニーズも多岐にわたっている。

円グラフは、平成23年度以降、松橋支援学校高等部専門学科を卒業して一般就労した生徒の業種別割合を示している。就職先の上位を占める業種が、「小売・物流」「製造（工業）」「園芸・農業」「製造（食品）」「介護」の5つの業種である。この5つの業種に対応するため、「流通・サービス科」「工業科」「農業科」「家政科」「福祉科」の5つの学科を開設することとした。



松橋支援学校高等部専門学科を卒業して一般就労した生徒の業種別の割合

(平成23年度～令和元年度の卒業生132人が対象)

